

# 第44期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)  
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

## ●事業報告

「株式の状況」

「新株予約権等の状況」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

## ●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第44期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

## ノバシステム株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 1. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,402,500株  
(3) 株主数 772名  
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 ( % )
株 式 会 社 シ リ ウ ス	472,000	33.71
ノバシステム従業員持株会	120,600	8.61
清 板 大 亮	43,100	3.08
河 鳳 基	40,000	2.86
林 潤	24,100	1.72
村 上 哲 規	23,500	1.68
西 村 光 司	23,400	1.67
川 上 秀 樹	20,604	1.47
西 山 仁 徳	20,000	1.43
株式会社SBIネオトレード証券	19,500	1.39

(注) 持株比率は自己株式(2,198株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数 ( 株 )	交 付 対 象 者 数 ( 名 )
取締役 ( 社外取締役を除く )	1,411	5

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、第44期定時株主総会招集ご通知の事業報告「2. (4) ②当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

## 2. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年12月24日
新 株 予 約 権 の 数		705個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 14,100株 (新株予約権1個につき20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 13,300円 (1株当たり 665円)
権 利 行 使 期 間		2022年12月25日から 2030年12月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	新株予約権の数 705個 保有者数 2名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2022年10月1日付で行った1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. ①新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から1年が経過するまでの期間は、新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権者は、前各号の条件を充たしたうえで、次の（a）及び（b）の期間内において、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を上限としてこれを行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- （a）株式公開日から2年を経過する日以降：行使可能割合 50%
- （b）株式公開日から4年を経過する日以降：行使可能割合 100%

### 3. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

#### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役及び使用人は法令や定款の順守及び倫理に基づき誠実で公正な行動をすることを根幹とし、これを「コンプライアンス基本方針」に定める。  
取締役及び使用人は組織、職務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。  
当社は、リスクコンプライアンス委員会を原則、四半期に1度開催し、取締役の業務執行が当社の事業上のリスクや法令遵守の状況を確認し、法令に適合する体制を構築している。
- ② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録、株主総会議事録等、取締役の職務の執行に係る重要文書を文書管理規程に従い適切に保存・管理し、取締役はこれらの文書を常時閲覧可能とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスクコンプライアンス規程」に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。  
不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害やリスクの拡大を最小限にとどめる体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則、月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置する体制をとる。  
当使用人の取締役からの独立性を確保するため、取締役の指揮、命令を受けないものとし、当使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意を得る。  
補助使用人への職務権限の付与、同使用人への指揮命令権を監査役が有する旨を明確にする等、監査役から同使用人への指示について、その実効性を担保するために必要な措置を講じる。また、補助使用人の評価については、監査役の評価を加味して行う。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したこと又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。  
監査役又は監査役会に対して、定期的に報告を行う事項及び報告を行う取締役を、監査役と協議して決定する。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。  
内部通報制度に基づく通報及び監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「内部通報制度運用規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑦ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるができる。  
監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を開催し、意見交換を行う。  
監査役と内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換等を通じて得られる多様な意見について、その提起を積極的に求める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務諸表に係る内部統制の仕組みの構築を行い、継続的に評価し、不備があれば是正を行う体制を整備する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況  
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく、毅然とした態度で臨むものとし、これらの勢力からの要求を断固拒否し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。  
顧問弁護士及び所轄警察署と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
- ⑪ 企業集団としての業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社及び当社の子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。  
子会社に対して、当社の「コンプライアンス基本方針」及び「リスクコンプライアンス規程」等の社内規程の趣旨を周知し、必要に応じて適用を求める。  
子会社の重要な業務執行に関する事項については、当社との事前協議又は報告を義務付ける体制を整備する。  
子会社の業務執行状況について、当社の監査役及び内部監査室が企業集団としての業務の適正を確保する観点から、必要に応じて監査又は確認を行うことができる体制を整備する。なお、当該子会社は現時点では非連結子会社であるため、監査の実施は必要性及び重要性に応じて柔軟に判断するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 毎月の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議、予算計画の進捗状況、その他業務執行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。
- ② リスクコンプライアンス委員会が4回開催され、リスクの定期的見直し、法令改正に伴う影響等の適時把握、情報の共有化、コンプライアンス抵触可能性事項発生時の対処の検討及び法令に基づく実務を確実に遂行するための定期報告等を行っております。
- ③ 監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、業務執行の適正性を監査しております。また、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との情報交換を実施し、より実効的な監査体制の構築に努めております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	298,105	286,105	-	286,105	1,439,410	1,439,410	-	2,023,620
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					234,059	234,059		234,059
自己株式の取得							△25,316	△25,316
自己株式の処分			△11,866	△11,866			19,166	7,300
利益剰余金から資本剰余金への振替			11,866	11,866	△11,866	△11,866		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	222,193	222,193	△6,149	216,043
当 期 末 残 高	298,105	286,105	-	286,105	1,661,604	1,661,604	△6,149	2,239,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	210,363	210,363	2,233,984
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			234,059
自己株式の取得			△25,316
自己株式の処分			7,300
利益剰余金から資本剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	101,903	101,903	101,903
当期変動額合計	101,903	101,903	317,946
当 期 末 残 高	312,266	312,266	2,551,931

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 10～35年

機械及び装置 7～17年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、市場販売目的ソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 受注損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### (1) システムインテグレーション（派遣契約、準委任契約）

派遣契約、準委任契約に係る取引につきましては、履行義務は契約期間にわたり技術者及び技術力を提供することであり、当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を認識しております。

#### (2) システムインテグレーション（請負契約）

請負契約によるソフトウェア開発取引につきましては、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足さ

れる履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

### (3) クラウドサービス

クラウドサービスは、主にクラウドを主としたシステムと関連機器の販売、その保守の提供を行っております。このようなサービスの販売については、サービス導入までに係る新規導入設置料はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 1. 繰延税金資産

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	49,175
繰延税金負債	148,910
繰延税金負債の純額	99,735

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

###### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された将来の事業計画における主要な仮定は、売上成長率及び売上総利益率です。売上成長率及び売上総利益率は、過年度の実績と技術者人員計画に基づき、市場環境を勘案して見積っております。

###### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提としての条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

##### 2. 一定期間にわたり認識する売上高及び受注損失引当金

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
売上高 (検収済みの案件を除く。)	12,443
受注損失引当金	23,818

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法及び金額の算出に用いた主要な仮定のうち、「一定期間にわたり認識する売上高」につきましては、「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

###### 4. 収益及び費用の計上基準」、「個別注記表(収益認識に関する注記)」に記載した内容と同一であ

ります。

また、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。

なお、各プロジェクトの開発を進める中でシステム仕様の変更や予期せぬ事象の発生により原価総額の見積りに変更が生じた場合、進捗度の算定及び見込まれる損失額に影響が生じる可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、大阪サテライトオフィスの退去を決定したことに伴い、退去後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮しております。また、当社に係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間に短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,337千円減少しております。

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社に係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額3,573千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	239,182千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 未払金	1,500千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	18,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	1,402,500株
2. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,198株

3. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定 定時株主総会	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	147,031	105	2025年12月31日	2026年3月30日

4. 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	5,120株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	94千円
受注損失引当金	7,288千円
長期未払金	9,972千円
未払事業税	9,259千円
未払退職給付費用	2,796千円
未払事業所税	2,450千円
資産除去債務	15,760千円
その他	1,754千円
繰延税金資産小計	49,375千円
評価性引当額	△200千円
繰延税金資産合計	49,175千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,225千円
その他有価証券評価差額金	△137,685千円
繰延税金負債合計	△148,910千円
繰延税金負債の純額	△99,735千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割	0.8%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.0%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌々事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産を控除した金額)が140千円減少し、法人税等調整額が140千円減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については、原則として自己資本を充当しておりますが、資金調達が必要な場合には、主に銀行借入により資金を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。また、借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で3年であります。このうち、一部は金利変

動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、手許流動性の維持に努めることにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(「関係会社株式」(貸借対照表計上額13,519千円)、「出資金」(貸借対照表計上額10千円))は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	508,877	508,877	—
(2) 敷金及び保証金	205,527	159,350	△46,176
資産計	714,405	668,228	△46,176
(1) 長期借入金(*1)	683,949	683,205	△743
負債計	683,949	683,205	△743

(\*1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(\*2) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	508,877	—	—	508,877
資産計	508,877	—	—	508,877

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	159,350	－	159,350
資産計	－	159,350	－	159,350
長期借入金	－	683,205	－	683,205
負債計	－	683,205	－	683,205

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	システムインテグレーション	クラウドサービス	合計
一時点で移転される財	—	67,967	67,967
一定の期間にわたり移転される財	6,607,490	40,732	6,648,222
顧客との契約から生じる収益	6,607,490	108,699	6,716,189
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	6,607,490	108,699	6,716,189

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産の期首及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,337,988	1,184,925
契約資産	36,382	13,687

契約資産は、主として請負契約に基づくソフトウェア開発について、その履行義務の充足に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

(2) 残存する履行義務に配分された取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	1,822円42銭
2. 1株当たりの当期純利益	167円65銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。